

重要事項説明書

(福祉用具貸与)

クリエーティブカミヤ株式会社
相模原営業所

介護保険事業所番号 1472612132

〒252-0224 相模原市中央区青葉 1-1-27 コア青葉 1F

TEL 042-851-3808

福祉用具貸与サービス重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 概 要

事業所名	クリエイティブカミヤ株式会社 相模原営業所
所在地	〒252-0224 相模原市中央区青葉 1-1-27 コア青葉 1F
管理者名	面城 知幸
電話番号 (緊急時の連絡先)	電話番号 042-851-3808 緊急時の連絡先 090-7250-8950
FAX 番号	042-851-3809
事業所番号	1472612132
サービス提供地域	神奈川県相模原市・座間市・愛川町・大和市・東京都町田市
取扱品目	福祉用具貸与対象品・介護保険外貸与品

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格 等	常 勤	非 常 勤	兼務の別	合 計
従業者数総数		2 名	1 名		3 名
管理者		1 名		有	1 名
従業者	福祉用具専門相談員	2 名	1 名	なし	3 名
	事 務	0 名	1 名	なし	1 名

(3) サービスの提供日・時間

月曜～土曜日	午前 9 時～午後 6 時
休業日	日曜日・祝日・12 月 30 日～1 月 3 日

2 事業の目的及び運営の方針

ご利用者、ご家族の満足度の高いサービスを、全社員一丸となって提供する。
ご利用者の自立・QOL を高める商品やサービスの提供に努める。

3 サービス利用料金

(1) 利用料

福祉用具のレンタル料金及び料金については、別添のカタログにて説明いたします。

- ① 利用料金は1ヶ月単位ですが、16日以降の契約の場合は半額となります。

ただし、**同月中に契約が終了、あるいは解約となった場合は、1ヶ月分をお支払いいただきます。**

また、終了・解約が15日以前の場合は、当該月の利用料金は半額となります。

- ② 介護保険適用の場合、利用者負担は利用料金の1割～3割となります。

(2) 搬入・搬出について

○搬入・搬出につきましては、お客様の希望される日時・場所に従います。

遠慮なくお申し出ください。

○基本的に、搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。ただし、以下の場合には別途料金をご負担いただくことがあります。

- ・介護保険適用外の場合
- ・搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・遠隔地、当社の営業地域以外への搬入・搬出
- ・お客様の都合による貸与品の移動等

(3) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、専門相談員が訪問する為の交通費の実費をご負担していただくことがあります。

(4) 利用料の御請求について

○料金の支払い方法

毎月25日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払い下さい。

お支払い確認後、次回御請求書と合わせて領収書を発行いたします。

お支払い方法

- ☐ □ 口座自動引落し
- ☐ □ 郵便振替
- ☐ □ 現金によるお支払い（営業所までお越しください）

○ご利用料金の滞納

ご利用料金が3ヶ月滞納し、御請求にも関わらずお支払いいただけない場合には、貸与品を引き上げさせていただきます。

4 その他サービスご利用上の留意点

(1) サービスの更新

本契約の有効期間は1ヶ月となりますが、毎月更新日を1日とし、前月末日までにサービス終了のご連絡がない場合には、さらに1ヶ月同条件で更新されたものとします。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合には終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

ウ 介護保険サービスの自動終了（介護保険適用外の場合はこの項目は削除されます）
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

【車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、徘徊感知機、移動用リフトについては要介護認定区分が要介護1・要支援1・2と認定とされた場合。自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については要介護認定区分が要介護1.2.3・要支援1.2と認定された場合】

- ・お客様がお亡くなりになられた場合

エ その他

お客様やご家族などが当事業所や事業所サービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 一時入院・入所の場合（軽度者用ベッドの場合はこの項目は削除されます。）

1ヶ月未満の一時入院・入所の場合契約料金としますが、1ヶ月を超える場合には、契約に関わらず、全額自己負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

(4) 貸与品の点検・修理・交換

貸与品導入時に、取扱説明及び事故防止の観点でのご注意を指導させていただきます。また、定期的に電話等での使用状況確認、または出張にての点検をさせていただきます。

貸与品について故障・破損が発生したことを見つけた場合には、速やかに当事業所に通知してください。当事業者はその用具について修理または交換を行います。

前述の修理・交換に伴う費用は原則として当事業者が負担します。ただし、契約者もしくは介護者等が当事業者の説明・指導に反して貸与品を使用したために故障・破損が生じた場合には、この費用は契約者が負担することとします。

5 個人情報の取扱について

当社は「当社における個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。個人情報に関しましては、職員の研修につとめ漏洩に注意を払います。また、情報を第三者に提供する場合を別紙にてご提示し、事前にお客様のご了承をいただいております。あらかじめ示した用途以外には決して利用致しません。

6 情報開示について

当社は、ご利用者の皆様のご要望に従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録・サービス提供記録・その他）を開示しております。ただし、身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承下さい。

7 事故・トラブル発生について

本説明書1の電話番号、または担当者までご連絡をお願い致します。必要に応じて、ケアマネジャー・市区町村窓口への連絡等など必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を含めて対応いたします。（当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

8 苦情について

迅速・適切な対応を心がけていますが、万一ご不満や苦情がございましたら、下記電話番号の担当者宛にご連絡をお願い致します。

苦情受付電話 042-851-3808 担当者 面城

神奈川県国民健康保険団体連合会 045-329-3447

相模原市役所福祉基盤課 042-769-9226